

○筑波大学における研究活動の不正行為に関する申立てに関する細則

〔平成19年1月18日〕  
法人細則第1号

改正 平成20年法人細則第12号

平成21年法人細則第14号

平成31年法人細則第23号

筑波大学における研究活動の不正行為に関する申立てに関する細則

(目的)

第1条 この法人細則は、筑波大学研究公正規則（平成19年法人規則第1号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、研究不正行為に関する申立ての方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申立窓口)

第2条 規則第9条第1項に規定する申立窓口（以下「申立窓口」という。）は、研究推進部研究企画課に置く。

(申立受付担当者)

第3条 規則第9条第2項に規定する申立受付担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 研究企画課長
- (2) 研究企画課の職員のうちから規則第3条に規定する研究公正管理者が指名する者

(通報の方法等)

第4条 規則第10条の規定による申立ては、申立窓口へ、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 電話
- (3) 文書
- (4) ファクシミリ
- (5) 面会

2 申立者は、別記様式を用いて申立てを行うことができる。

3 申立者は、別記様式を用いない場合にあっても、別記様式に記載する項目についてその内容を具体的に申立受付担当者に知らせなければならない。

(個人情報)

第5条 申立受付担当者は、前条の規定による申立てに伴い取得した個人情報については、申立

ての処理にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、他の目的で使用又は提供しない。

(雑則)

第6条 この法人細則に定めるもののほか、申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成19年1月18日から施行する。

附 則 (平20.4.1法人細則12号)

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21.4.1法人細則14号)

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人細則23号)

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

申 立 書

申立日： 年 月 日

筑波大学研究公正管理者 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

印

連絡先：

筑波大学研究公正規則第10条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

1. 不正行為を行ったと思料する研究者の所属、職名等、氏名  
所 属  
職名等  
氏 名
2. 不正行為の種類：(捏造・改ざん・盗用の別)
3. 不正行為の内容
4. 不正行為の発生時期  
年 月
5. 不正行為の発生場所
6. 不正行為と思料する科学的合理的理由
7. 関連する研究資金について（わかる範囲で記入してください。）  
助成機関名：  
資金名称：  
課題名：  
番 号：
8. その他参考となる事項（記述は任意とします。）